乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年6月)

6月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

Ν	o. 事	業	善者	名	事所	業 在	者地	営業所名	営 第 所 在	所地	処 年 月	分见内	分	の容	主 違 反		の	条	な項	監査実施の端緒及び違反行為の概要 当該違 反点数	累積点数
1	44	勝バス株 460101 野村文吾	式会社(没	长人番号) 代表	北海	3道蒂広市西23条北1丁目1番地1号		帯広営業所	北海道帯広市西23条北1丁目1番地1号		R5.06.0	6 文書警告			道道路運送	法第	27条領	等3項		令和5年5月17日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅名目動車選送事業運輸規則(以下)運輸規則(以下)運輸規則(以下)運輸規則)第25条第1項(第4項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0
	Ų	(下余白																			